
達成目標

学部教育との連続性と発展性を確保するとともに、大学院の使命や教育目標に即し多様な教育需要に対応したカリキュラム編成を進める。

【人文科学研究科】

(1) 教育課程等

①大学院研究科の教育課程

小項目

A群 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的ならびに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

B群 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

A群 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性および両者の関係

「現状分析」

本研究科の教育課程は、設置当初から、学校教育法第65条および大学院設置基準第3条の条文中にある「広い視野に立った学識」、「高度の専門性が求められる職業」といった大学院の理念を意識し、それに対応した科目編成を行なっている。

広い視野に立つ学識に関しては、比較文化、臨床心理学両専攻に共通した基礎科目として「異文化交流特論」を開講したこと、修了に必要な30単位のうち比較文化専攻では4単位、臨床心理学専攻では6単位のみを必修科目とし、他を選択科目として院生の選択幅を広げている。

一方、高度の専門性に関して、比較文化専攻においては日本語学研究Ⅰ、Ⅱ、英語学研究Ⅰ、Ⅱなどの基礎科目の上に、比較文化特殊研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの基幹科目を置き、さらに日本文化を研究するために「第Ⅰ類」（日本古典文学特殊研究、古代文化特殊研究など）と、英語圏文化を研究するために「第Ⅱ類」（英語圏文学特殊研究、英米思想特殊研究など）の関連科目を配置し、体系的に日本文化、英語圏文化に関する専門的教育を行なっている。また、教育職員の中学校、高等学校（国語、英語）専修免許状取得のために必要な科目も開講している。臨床心理学専攻では必修の3科目、特別研究Ⅰ、Ⅱのほか29科目を開講しているが、この中には、臨床心理士の受験資格に必要な科目、学校心理士の資格取得に必要な科目、中学校「社会」、高等学校「公民」の専修免許状取得に必要な科目など、将来の専門的な職業に直接関わる科目がすべて含まれている。

ところで、本学の人文学部は現在、現代文化学科、表現学科、英語学科から成っている。大学院との関係に於いては、現代文化学科では日本、東アジア、英米の文化に重点を置き、表現学科では

表現という面から言語・文化に重点を置いて研究教育をしている。大学院における比較文化専攻の基礎科目、基幹科目はそうした学問分野の知識を高度化したものであり、両学科との関連は強い。2003年に新設された英語学科は国際関係と言語について研究教育しており、第1回の卒業生を出す2007年度より基礎科目とともに関連科目の「第Ⅱ類」と密接に関わりを持つことが期待される。

人間関係学部は心理学科と人間発達学科の2学科から成っている。前者は名称が示すとおり、心理学全般を教育内容とするが、後者も発達という視点から心理学にも重点を置いたカリキュラム編成がなされている。学部のこうした点を背景に大学院の臨床心理学専攻では「発達心理学特論」、「社会心理学特論」をカリキュラムの必修に置き、臨床心理、社会心理、教育心理などの分野における展開科目との連携を保つようにしている。

本学におけるキリスト教主義教育という理念を浸透させるために、また、他大学からの入学者が「キリスト教主義に基づく教育」を体験するためにも、カリキュラムにキリスト教を位置づける必要があると判断し、2006年度カリキュラムからは、「キリスト教と人間」を必修とした。

さらには、10単位の範囲内で他大学院あるいは本学学部の授業科目の履修を可能にしていることなどにより対応している。

「点検・評価／長所と問題点」

2003年度の大学院開設以来、設置計画書に挙げた科目はすべて開講し、大学院人文科学研究科としての機能を果たし、院生の要望に応じてきている。2005年度には、臨床心理士資格認定協会の第一種指定校になったため、臨床心理学専攻のカリキュラムを一部改訂した。従来、基幹科目6単位、特別研究科目4単位が必修で、残り20単位を展開科目29科目の中から選択するようしていたものを、全科目を基礎科目、基幹科目、特別研究科目、展開科目に再分類し、基礎科目6単位、基幹科目16単位、特別研究科目4単位の26単位を必修に、残り4単位を展開科目24科目の中から選択するようにした。臨床心理士資格認定試験への対応強化を図ったこのカリキュラムの改訂は、すでに開講していた科目の再分類であり、運営上の混乱はなかった。

学部教育から一貫しているキリスト教主義教育を継続するために、「キリスト教と人間」を必修科目としたことは評価できる。

「改善・改革の方策」

本研究科は開設して3年が経過したばかりであり、両専攻とも現行のカリキュラムに特に問題はない。したがって、現在は内容の質的充実を図りつつ定着させていくことを重視している。特に臨床心理学専攻においては、臨床心理士資格認定試験との関連からカリキュラムの大幅な改訂は考えられない。

②単位互換、単位認定等（本学該当無し）

③社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

小項目

A群 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

「現状分析」

本研究科では2003年度の発足以来3年間で、両専攻合わせて、社会人15名、外国人留学生9名を受け入れてきた。社会人の中には学校の教師等、昼間勤務している者もあり、勤務を続けながら勉学できるよう、時間割の編成にあたって次のような特別な措置を取った。

- a. 平日は夜間に授業を行なう。
- b. 土曜日に授業を行なう。
- c. 社会人に必要な必修科目は、上記の授業時間帯に入れる。
- d. 夏休みに集中講義を行なう。

また、本研究科では研究の基礎的知識の補強、および他分野との関連、専門分野のさらなる強化のために、本研究科以外（本学学部の科目および他大学院の科目）で取得した単位を修了要件として10単位まで認定している。この制度は社会人、外国人留学生だけに適用しているものではないが、これまで、多くの社会人、外国人留学生が活用している。

「点検・評価／長所と短所」

時間割の特別措置等により、これまで4名の昼間勤務を持つ社会人が、2年間で修士課程を修了することができた。また本研究科以外の授業単位の認定は、社会人、あるいは留学生にとって大学院での授業を補強するため、また教職における専修免許の資格取得に大いに役立っている。

「改善・改革の方策」

2003年度、2004年度入学の院生の中には、昼間勤務しながら在学する者がいたが、2005年度以降の入学生には、勤務しながら勉学する社会人はいない。したがって、現在、夜間授業は行なっていないが、その制度は今後も維持する。また、本研究科以外で修得した科目の単位認定制度も、多くの院生が利用していることもあり、存続させる。

④生涯学習への対応（本学該当無し）

⑤専門大学院のカリキュラム（本学該当無し）

⑥独立大学院等の教育課程（本学該当無し）

⑦連合大学院の教育課程（本学該当無し）

⑧「連携大学院」の教育課程（本学該当無し）

⑨研究指導等

小項目

- A群 教育課程の展開ならびに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性
- A群 学生に対する履修指導の適切性
- B群 指導教員による個別的な研究指導の充実度
- C群 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化
- C群 教員間、学生間およびその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性
- C群 研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

「現状分析」

この3年間（2003年4月—2006年3月）、大学院設置時に申請された授業科目はすべて支障なく開講された。設置時、申請された授業科目数は、比較文化専攻が25、臨床心理学専攻が34であったが、このうち20名の本学専任教員が前者において17科目（68%）、後者において27科目（79.5%）を担当した。また、入学時においては、専攻別オリエンテーションを実施し、カリキュラムの説明および履修指導を行なっている。さらに、本研究科では1年次から、将来の論文指導につながっていく主指導教員、副指導教員を定め、履修指導を行なっている。

主指導教員一人あたりの院生の数は、各学年あたり3名を上限としている。指導教員の指定は、院生の希望を最重視しており、これまでいったん決定した主指導教員の変更を申し出た院生はいない。院生の指導は授業、論文の指導のほか、臨床心理学専攻の院生には、臨床心理センターで随時行なわれるケース・カンファレンス、学内外での種々の臨床心理実習においても行なわれる。

修士論文の指導にあたっては、2年次の前・後期それぞれに「特別研究Ⅰ」、「特別研究Ⅱ」を設け、授業時間割に組み込み、研究指導時間の確保に努めている。ただし、その他の時間にも必要に応じて随時指導をしている。

また、臨床心理学専攻では、7月あるいは8月に論文の中間発表会を開催し、ここでは指導教員以外からのコメントもなされる。中間発表である程度まとまっていれば、学会等学外の機関で発表することも奨めている。

個別の院生の指導は各指導教員があたるが、院生全員に関わる指導、また個別の教員では対処できない問題については、研究科委員会や専攻別会議で協議している。

「点検・評価／長所と問題点」

大学院申請時の授業科目はすべて開講され、支障なく実施されたこと、また両専攻とも授業科目の70%以上が本学専任教員によって担当されていることは、大学院の教育がより細かく行き届くことであり評価されてよい。さらに一人の指導教員あたりの院生数を学年ごとに3名以下、臨床心理学専攻では1・2年次生合わせて5名以下（臨床心理士養成指定大学院の基準を満たすため）にしていること、前項で記述したように、授業時間以外での教員と院生との接触の機会が多いことは、双方にとって非常に好ましい。また、修士論文を書く過程で、学会や研究会等で発表することを奨めていることにより、これまで5名の院生が学会や研究会で発表した。このことは院生の論文作成

への意欲と質の向上に大きく寄与している。

入学時・進級時などの履修指導体制は、現状で問題はなく、今後も同様に取り組んでいく。

研究科委員会で研究指導上の問題として指摘されたのは、指導教員の変更希望、修士論文テーマの変更希望に対する対応である。これまでこのような事態は生じなかったが、今後は予想されるため、早急な対応が必要である。

個別の院生の指導には、2名の指導教員があたっており、一方を主指導教員、他方を副指導教員として、責任の明確化を行なっている。

「改善・改革の方策」

2003年度以降、指導体制に特別な問題は発生しておらず、充実したものとなっている。よって、現在の指導体制を維持する。生じるであろう諸問題は、現状通り、研究科委員会や専攻別会議で解決していく。なお、指導教員の変更希望、修士論文テーマの変更希望に対する対応は、現在、研究科運営委員会で規程を作成すべく検討中である。

⑩医学系大学院の教育・研究指導（本学該当無し）

⑪「連携大学院」における研究指導等（本学該当無し）

（2）教育方法等

①教育効果の測定

小項目

B群 教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

C群 修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

「現状分析」

教育効果を測定する方法として、第一に挙げられる修士論文審査については別項に譲る。その他の指標としては、年限内修了数や卒業後の進路を使用している。

本学では、2004年度と2005年度の2回、大学院の修了者を出している。院生が指定された年限内（社会人における特別措置を含む）に修了する率（母数は入学者数）をみると、第1期生は31名の入学者に対し30名が修了、修了率96.8%、第二期生は入学者21名に対し19名が修了、修了率90.5%であった。なお、2004年度、2005年度未修了の3名は、全員2006年6月に修士論文を提出し、2006年9月に修了する予定である。

第1期生は、未修了者1名と研究生として一年間在籍した1名を除き29名が就職を希望した。採用形態はさまざまであるが、2005年5月の段階において、23名が就職しており、修士課程修了後1年以内に就職する率（母数は就職希望者数）は、79.3%である。職種は教員、あるいは相談業務等

の心理関連職で、ほとんどが専門職である。第2期生は、19名が就職を希望したが、2006年5月段階で、17名が就職しており、就職決定率89.4%である。2期生においても、1期生同様ほとんどが教職、心理関連職である。この教職の中には、中国やタイでの日本語講師も含まれている。2004年度、2005年度生とも博士課程への進学希望者はなかった。

専修免許状取得希望者は2004年度6名、2005年度2名であり、全員取得した。2005年度の臨床心理士資格認定試験には臨床心理学専攻の院生のうち15名が受験し、7名が合格、合格率46.7%であった。

「点検・評価／長所と問題点」

院生の正規修了率（2年）は90%以上であり問題はない。2006年3月の未修了者も2006年9月には修了予定であり、未修了者に対する継続指導も順調に行なわれていると評価できる。

就職率はほぼ80%あり、そのほとんどが大学院での教育・研究を活かした専門職であることは、高く評価できる。また、専修免許状希望者の100%が取得できたこと、臨床心理士の資格認定試験に初回挑戦であったにも関わらず7名が合格していることも、教育効果の表れと考えられる。

「改善・改革の方策」

開設以来3年間の実績は、高く評価できるものであり、大学院運営委員会が中心となり、今後もこの延長線上にて、さらに充実させたい。

②成績評価法

小項目

B群 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

「現状分析」

本大学院では、いずれの授業も少人数教育を行なっており、学生の資質向上の状況を検証する成績評価法は、積極的出席、参加、研究課題への取り組み、日常の研究方向の明確性、定期的研究発表、レポート提出等、多角的総合的なものである。また、院生と教員の関係は密接であり、きめ細やかな評価がなされると同時に、修士論文、実習等は、複数教員による指導体制を採っているため、客観的な評価が可能となっている。

なお、修士論文の評価については、後述の（4）学位授与・課程修了の認定①学位授与の項を参照いただきたい。

「点検・評価／長所と問題点」

開設以降3年間における学生の資質向上の状況を検証する成績評価法は、適切であると言える。

「改善・改革の方策」

今後も現状の成績評価法を維持していく。なお、これらの適切性が維持できているか否かについては、大学院運営委員会が中心となり、折に触れ、点検していく。

③教育・研究指導の改善

小項目

A群 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

A群 シラバスの適切性

B群 学生による授業評価の導入状況

C群 学生満足度調査の導入状況

「現状分析」

教育・研究指導法の改善に関しては研究科独自で取り組んではいない。研究科の専任教員はすべて学部にも所属しており、指導方法の改善に関することは学部の「大学自己点検・評価・FD委員会」が担当しているので、そこでの研修会等へ参加している。その内容は、学士課程の教育内容・方法の中で記している。

シラバスに関しては、当初、400字程度で講義内容のアウトラインを書くのみであり、院生からはより詳しいものを、という要望があった。そこで、2006年度の入学用から、学部のシラバスと同様に、教育目標、内容、授業の進め方、文献、成績評価等の項目を設け、個々について詳細に記すことにした。

院生による授業評価・満足度調査等は、クラスサイズ等があまりに小さく、客観的な数値データの獲得には無理があるため、行っていない。

「点検・評価／長所と問題点」

教育・研究指導法の改善に関する取り組みは、前の項で述べたように学部と一体で行っており、現状で十分である。

シラバスについては、院生にとってより分かりやすいものになっており、改訂を評価できる。

大学院の授業評価はこれまで、話題にならなかった。しかし、2006年5月の「大学自己点検・評価・FD委員会」で取り上げられ、大学院では記述データなどを使用した授業評価の実施を検討することが確認され、大学院で検討することになった。

「改善・改革の方策」

教育・研究指導法の改善は学部と連携して行ない、現状を維持する。シラバスの形式については、今後、院生の反応をみて改善していく。

院生による授業評価については、前述の「大学自己点検・評価・FD委員会」の審議を受け、今後その具体策を研究科運営委員会で検討する。

(3) 国内外における教育・研究交流

小項目

- B群 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況
- B群 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性
- C群 教育研究およびその成果の外部発信の状況とその適切性
- C群 国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性

「現状分析」

大学院独自で教育・研究交流をしてはいない。よって、この項に関しては「第3章 学士課程の教育内容・方法 等 (3) 国内外における教育・研究交流」を参照されたい。

「点検・評価／長所と問題点」

「第3章学士課程の教育内容・方法等 (3) 国内外における教育・研究交流」を参照のこと

「改善・改革の方策」

「第3章学士課程の教育内容・方法等 (3) 国内外における教育・研究交流」を参照のこと

(4) 学位授与・課程修了の認定

①学位授与

小項目

- A群 修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- B群 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

「現状分析」

本学における修士の学位は、本大学院において所定の単位を修得し、修士論文の審査および最終試験に合格した者に対し学長が授与している。(大学院学則第15条、16条)

提出された修士論文は、研究科委員会から選出された3名以上(うち1名は主査)の審査委員が、「広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力または高度な専門性を要する職業等に必要の高度の能力を示すもの」(大学院学位規程第7条)とする審査基準に基づき、査読審査する。審査結果は最終試験の結果とともに研究科委員会に報告され、研究科委員会はその報告をもとに審議し、学位授与を構成員の3分の2以上の出席、出席者の3分の2以上の賛成で議決する。これまで、2004年度に比較文化専攻11名、臨床心理学専攻19名の計30名、2005年度に比較文化専攻5名、臨床心理学専攻14名の計19名に修士の学位が授与された。

「点検・評価／長所と問題点」

本学における学位の授与は、2003年4月1日に制定された「福岡女学院大学大学院学則」および「福岡女学院大学大学院学位規程」に則って実施されており、透明性と客観性を保持している。

また、論文審査の基準(大学院学位規程第7条)は「修士・博士課程基準」の目的に沿ったもの

であり、この基準により、学位を受ける者の広い学識と高い専門性を維持し得る。ただし、審査にあたり、透明性・客観性を高めるために、今後、本学教員以外の者にも審査を依頼できる制度を整える必要もあろう。

他大学の教員等の助力を求めることは規程上問題ないが（大学院学位規程第6条）、具体的な手続きの整備がなされていない。

「改善・改革の方策」

今後、修士論文の審査にあたって、専門性、客観性の点から他大学の教員等の助力を求める必要性も起こり得る。他大学の教員等の助力を求める具体的な手続き整備は、現在研究科委員会で検討中である。2006年12月までにはその詳細を決定する。

②課程修了の認定

小項目

B群 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

「現状分析」

標準就業年未満での課程修了の認定について、本学では「優れた業績を上げたと認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする」（大学院学則15条）と定めている。

「点検・評価／長所と問題点」

この制度は、学生が優れた研究成果を目指す研鑽への動機付けとなり、ひいては大学院全体へ刺激を与え、大学院における研究のレベル向上につながると期待される。しかし、大学院発足後3年の現段階ではこの制度による修了者はいない。

「改善・改革の方策」

この制度による修了者はまだいないが、この制度は今後継続していく。

(5) 通信制大学院（本学該当無し）